

平成 21 年度
P R T R 届出外排出量の
推計方法等の概要

平成 23 年 2 月

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

目 次

| | |
|--|-------------|
| I. 推計方法の基本的考え方 | <u>頁</u> |
| 1. 法令の規定 | ・・・ 1 |
| 2. 基本的な考え方 | ・・・ 1 |
| 3. これまでの取組 | ・・・ 4 |
| 4. 各事項の算出方法の概略 | ・・・ 4 |
| (1) 対象業種を営む事業者からの排出量 | |
| (2) 対象業種を営まない事業者からの排出量 (非対象業種からの排出量) | |
| (3) 家庭からの排出量 | |
| (4) 移動体からの排出量 | |
| (5) その他 | |
| 5. 推計方法の見直し等について | ・・・ 1 6 |
| 参考 1. 対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量 | ・・・ 1 - 1 |
| 参考 2. 農薬に係る排出量 | ・・・ 2 - 1 |
| 参考 3. 殺虫剤に係る排出量 (家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤) | ・・・ 3 - 1 |
| 参考 4. 接着剤に係る排出量 | ・・・ 4 - 1 |
| 参考 5. 塗料に係る排出量 | ・・・ 5 - 1 |
| 参考 6. 漁網防汚剤に係る排出量 | ・・・ 6 - 1 |
| 参考 7. 医薬品に係る排出量 (エチレンオキシド、ホルムアルデヒド) | ・・・ 7 - 1 |
| 参考 8. 洗浄剤・化粧品等に係る排出量 (界面活性剤、中和剤) | ・・・ 8 - 1 |
| 参考 9. 防虫剤・消臭剤に係る排出量 | ・・・ 9 - 1 |
| 参考 10. 汎用エンジンに係る排出量 | ・・・ 1 0 - 1 |
| 参考 11. たばこの煙に係る排出量 | ・・・ 1 1 - 1 |
| 参考 12. 自動車に係る排出量 (ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器) | ・・・ 1 2 - 1 |
| 参考 13. 二輪車に係る排出量 (ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス) | ・・・ 1 3 - 1 |
| 参考 14. 特殊自動車に係る排出量 (建設機械、農業機械、産業機械) | ・・・ 1 4 - 1 |
| 参考 15. 船舶に係る排出量 (貨物船・旅客船等、漁船、 | |

| | |
|-------------------------------------|-------------|
| プレジャーボート) | ・・・ 1 5 - 1 |
| 参考 1 6 . 鉄道車両に係る排出量 (エンジン、ブレーキ等の摩耗) | ・・・ 1 6 - 1 |
| 参考 1 7 . 航空機に係る排出量 (エンジン、補助動力装置) | ・・・ 1 7 - 1 |
| 参考 1 8 . 水道に係る排出量 | ・・・ 1 8 - 1 |
| 参考 1 9 . オゾン層破壊物質の排出量 | ・・・ 1 9 - 1 |
| 参考 2 0 . ダイオキシン類の排出量 | ・・・ 2 0 - 1 |
| 参考 2 1 . 製品の使用に伴う低含有率物質の排出量 | ・・・ 2 1 - 1 |
| 参考 2 2 . 下水処理施設に係る排出量 | ・・・ 2 2 - 1 |

| | |
|--------------------------------------|-------|
| II. 推計結果 (省令に基づく集計表以外の集計表) | 頁 |
| 1. ○推計対象とした排出源と対象化学物質 | ・・・ 1 |
| ○推計対象としなかった排出源 | ・・・ 5 |
| 2. 届出外の事業者等からの排出源別・対象化学物質別届出外排出量推計結果 | |
| ○ 総括表 (参考 1 ~ 2 2) | ・・・ 6 |

I . 推計方法の基本的考え方

II. 推 計 結 果

(省令に基づく集計表以外の集計表)